

使用者の方へ

よい条件で
よい仕事

婦人

34

15

パンフレット

No. 42 1959

労働省婦人少年局

目 次

- 一、年少者とは、こんな人たちです
- 二、年少者はすぐやめる
- 三、年少者には、こんな心づかいを
- 四、福祉のために

① 中小企業における福祉の動き

② 地域社会の協力で年少者に福祉を

使用者の皆さん、あなたの職場では年少者が明るく、楽しく働いているでしょうか。

“商品と共に店に出され、商品と共に一日の生活が終る。一体私達には何の楽しみがあるのでしようか”

これは商店に働くある住込み年少者の嘆きです。

中学校を卒業して新しい希望に胸をふくらませて就職した年少者（十八才未満）も、はじめは環境になれるための努力で一杯ですが、一カ月経ち、二カ月経ち、三カ月にもなると、一応自分の身辺を見廻す心の余裕がでてきて、不満な点や矛盾のあるのに気づき始めることがまゝあります。また職場の中で雇用主や目上の人と接触の多い商店の住込み店員などは、些細なことから感情的になり、その結果仕事に対する意欲を失い、やがては職場を離れるということにもなります。

せつかく雇入れた年少者を僅か三カ月位で失うのは使用者にとつても大きなマイナスです。一方離職率をみても三カ月目が一番高いようです。

ところでどうすれば年若い労働者が落ついて働けるようになるでしょうか。この際あらためていま一度年少者の扱い方について考えてみることにしましょう。

一、年少者とは　　こんな人たちです

○他人に使われたり、他人の間に交つて、仕事を受け持つて働いた経験がありません。

○職場に入つてきてその仕事に期待や好奇心と同時に不安を抱いています。

○先輩・同僚のちよつとした言葉や態度に敏感で、心なしの叱責には非常に自信を失うものです。

○特に地方から都会に出てきた者にとつては、生活のすべての点についてとまどいすることが多いものです。——言葉づかい(特に方言)、電話のかけ方、道具の使い方やその呼び名さえもよく知らないのです。

○しばらくの間ホームシックにかかりやすい人たちです。

○心もからだも大人になろうとして激しく変る時期です。

○極めて繊細で、孤独な感情は、温かく優しい心には強く反応します。

尊敬し、信頼できる人を求めるものです。

○学校生活では、お互いの意見を尊重し、話しあい、ものごとを進めるやり方を教えられてきた人たちです。

二、年少者はすぐやめる

新しく迎え入れた年少者が長く職場にいついて立派な職業人となつて成長してくれることはだれしも希うことです。特に中小企業の雇用主にとつては、仕事を覚えて一人前になり自分の手足になつてくれることを欲します。しかし、せつかく雇い入れて、これから仕事にも精出して貰いたいと期待をかけた失先、やめてゆく年少者があるとすれば、その原因は年少者自身にも、よく考えてほしいことですが、それにもまして雇用主側の理解と愛情に求められることも見逃がせない事実です。ところで

——年少者の言い分は——

○つとめる前にきいた労働条件と実際とが違ふ。

○就業規則もなく、終業時間も休日もはつきりしていない。——休み時

間にもいろいろ私用を言いつける。

○はじめての仕事であるのに親切に教えてくれない。

○職場の人たちが子供だと思つて、馬鹿にした扱いをし 人格をみとめてくれない。

○衛生設備もよくない。

○娯楽施設や勉強についても関心をもつてくれない。

○使用者の家族の人たち、特に主婦の方が思いやりがなく、自分の話をきいてくれない。

一見なにげなく働いている年少者の心にもしらすのうちに不満の心が芽生えはじめることがあります。“こんなことくらい”と思うちよつとした言動も年少者の心を傷け、離職の原因ともなりかねません。

三、年少者にこんな心づかいを

年少者だからといつてもその体力と能力に応じて仕事をさせれば、十分よくやりこなすものです。ただ気持のうえで、動揺しやすい時期ですから、信頼の気持を起させたいうで、仕事に興味をもたせながら、たのしく働けるようにしむけてやることが大切です。

○仕事をさせる前にまずよく説明してやります。それからやつてみせて次にやらせてみます。

○どんな小さな仕事でもその結果を認めてやります。これによつて働く意慾は一層増すものです。

○年少者は大人とちがい疲れやすいかわり、休息すれば元気を早く取戻すものですから、休憩時間はゆつくり休ませたいものです。

○職場の人々が明るく、たのしく働けるためには、差別的扱いをしないことが大切です。えこひいきは、労働意慾をそぐものです。

○職場の生活や仕事のことに付いて何でも相談できる雰囲気をつくつてやるのが大切です。そのためにも時々話かけてやり、信頼感をもたせてやります。

○趣味や娯楽・勉強などについても理解をもつて、できるだけ人間向上のための機会を与えてやるようにします。



商店等では主婦と従業員の接触が一番多いので、その影響力も大きく、特に住込みの年少者を持つ主婦の考えや態度は、年少者の定着を左右します。年少者は一人前に成長して、立派な職業人となり、社会の中心になる人々ですから、年少者をあづかる使用者の方々は、——とりわ

け主婦の方には親身な気持で年少者を育てていただきたいものです。

四、福祉のために

なんといつても労働条件をはつきりさせることが大切ですし、またそれをすこしづつでも改善し向上させ、働くものに生活の根本的な希望を与えることですが、同時に、毎日の生活が安心して営めるようにすると、個人の健康や教養などその成長についても併せて心を配つてやることが大切です。そこで――

○慰安娯楽について

映画などは自分でも見られますが、時には見学や、小旅行など行なつてゆつくり楽しませましょう。やゝもすると、大人たちの考えで、一方的に計画され、のみ、いい、さわぎに終つてしまうことのないよう

に心がけたいものです。——日常にはラジオ、遊び道具、雑誌、運動具などが、休憩の時に自由に使えるようにしておきます。

○一般教養、学校教育、職業のための教育、訓練などの機会を与えるようにします。

年少者は、知的にもものびようとしている時期にあるので、できるだけ余暇を利用して、“会合”“店員講座”“従業員教室”等に出させることが大切です。これは仕事に対する希望を持たせ、働く意慾を高めるうえにも必要でしょう。

○住込みの場合などには、仕事が終わってから自由に安心して休息もでき、私生活をたのしめるように、居室の独立性については、殊に心を配つてやりたいものです。一事業場で解決のできないときは、地域団体の協力によつて、共同の店員宿舍などをつくることができれば、中

小企業において良い人材を得る手段にもなりましょう。

○気がねしない食事ができるように――

育ち盛りですから何はともあれ食事については、十分与え、遠慮なく食べられるよう、また栄養についても考えてやりましょう。

○住込みで病気のときは一しお心細いものです。こうゆうときにあたにかい親心をもつて扱つてやることも大切です。健康上の問題にも安心して働けるよう健康保険に加入しておくことは労・使間に必要なことです。

年少者の福祉のために行うことは、仕事のうえで、あるいは余暇を通していろいろありますが、なかでも折角の余暇を有効に過すために、娯楽に費すばかりでなく、いろいろな知識や判断力、情操を養う機会を年少者のためにできるだけ与えてやりたいものです。――職場内の設備或は

職場外の文化教養施設（図書館・体育館）等が手近かになかったり、またあつたにしても時間的、経済的にも利用しにくい場合があります。しかしこうした問題を個々の事業場で解決していくことは困難な場合があると思います。それには、地域の業者団体の組織の力によることも、ともに理想のかたちといえましょう。

① 中小企業における福祉の動き

最近中小企業の工場、商店などが、その所属団体の名において集団採用をとり入れ、労働条件の整備をしたり、一斉休日、週休制度等により、集団教養講座、映画の割引の実施、共同宿舍の計画、また主婦のための年少者の扱い方等についての講座などに手をつけ始め、この傾向は全国的にひろがっています。既に共同宿舍の設置や、店員会館等も建設され

店員の教養面の会合に役立っています。これもつまりは、よい労働者に、長く落ついて働いてもらおうとする努力の現われといえましょう。

ことに働く年少者たちは、失業保険や退職金等将来の保障がされていないと不安になるものですが、これについては、最近失業保険事務組合制度や退職金共済制度が施かれ、中小企業の事業主の加入が容易になりました。

② 地域社会の協力で年少者に福祉を

年少労働者福祉員制度

働く年少者の福祉については、個々の力よりも地域社会の協力によつてたかめてゆくことが容易であると考え、労働省では、年少労働者の福祉のために活躍してもらう人を「年少労働者福祉員」として、中小企業

団体自からの手で選任するように勧奨していますが、今では、全国で相当数の年少労働者福祉員が置かれています。



要するに年少者にとつては、職場生活が暮らしの中心になるので、生活全般に心を配り、明るく元気に働けるようにすることが、年少労働者の定着性をもたかめ、ひいては企業経営の面にも大きくひびき明るい繁栄の源となることは言うまでもありません。

労働省は、全労働者の福祉と職業の確保を図るために、労働者保護の法律がよく守られて、労働者の生活が向上し、ひいては國家の經濟が興隆するように、直接間接に労働者へのサービスの仕事をしています。

労働関係の第一線機関としては――

特に婦人や年少者のために色々の世話をする。また年少労働者福祉員について助言指導する。

労働生活を保護する法規がよく守られていのかどうかを監督する

適職を斡旋しその後も職場を見廻つて面倒をみてくれる。失業保険事務組合のことを扱う。

労働組合のこと、中小企業退職金共済制度、その他の労働福祉について援助する

などがあつて、それぞれの分野でご相談に応じています。

婦人少年室
婦人少年室協助力員

全国で 四六カ所
“ 一五〇〇人

労働基準監督署

“ 三三七カ所

公共職業安定所

“ 四二六カ所

労政事務所

“ 二六九カ所



あなたの事業場で、職場生活を
明るく楽しいものにするために、
ちょっとした心づかいや工夫をし
ていることがありましたら、是非
お知らせください。

よい試みや、楽しい計画を多く
の方に紹介したいと思います。

あて先は

千代田区大手町一ノ七
労働省婦人少年局

目談ごとは
つでも
でも
軽に